

総行選第 121 号  
令和 4 年 11 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総 務 大 臣

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の施行について（通知）

第 210 回国会において成立をみた地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が令和 4 年法律第 84 号をもって、また、特例法第 8 条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が令和 4 年政令第 352 号をもって、それぞれ本日公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として令和 5 年 3 月から 5 月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、選挙の期日を令和 5 年 4 月 9 日及び同月 23 日に統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令の内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 選挙期日の統一に関する事項

1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日に統一することとされたこと。ただし、同年3月30日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年2月28日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第1項関係）
- (2) 令和5年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができることとされたこと。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年1月8日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月22日までに、その旨を告示しなければならないこととされたこと。（特例法第1条第2項関係）
- (3) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、令和5年3月1日から同年5月31日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の指定都市又は市区町村の長（すなわち、令和5年6月1日から同月10日までの間にその任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長）であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月9日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第3項関係）
- ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第78条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年法律第118号）第2条の規定に

より議会が解散された場合、公職選挙法第 114 条若しくは第 116 条の規定に該当するに至った場合又は同法第 109 条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 5 日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和 5 年 2 月 20 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 10 日まで、町村にあつては同月 12 日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第 116 条の規定による一般選挙又は同法第 109 条若しくは第 114 条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年 2 月 10 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 10 日まで、町村にあつては同月 12 日までの間に同法第 34 条第 4 項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 10 日までに始まる時は、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年 4 月 9 日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月 23 日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 4 項関係）

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が令和 5 年 2 月 28 日以前又は同年 6 月 1 日以後に満了することとなる地方公共団体（令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間にその長の任期が満了する指定都市又は市区町村にあつては、その長の任期満了による選挙について、特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。）のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、同法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第 78

条若しくは第 178 条第 1 項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第 2 条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第 114 条若しくは第 116 条の規定に該当するに至った場合又は同法第 109 条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第 110 条又は第 113 条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第 33 条第 3 項の規定に基づき市町村の設置の日から 50 日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 10 日までに始まるとき」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和 5 年 2 月 20 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 5 日まで、町村にあつては同月 7 日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第 116 条の規定による一般選挙、同法第 109 条若しくは第 114 条の規定による長の選挙又は同法第 110 条若しくは第 113 条の規定による議会の議員の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年 2 月 10 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 5 日まで、町村にあつては同月 7 日までの間に同法第 34 条第 4 項に掲げる通知を受けたときをいう。

## 2 選挙期日を告示すべき日

特例法第 1 条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならないこととされたこと。(特例法第 2 条関係)

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ・都道府県知事選挙                  | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| ・指定都市の長選挙                  | 令和 5 年 3 月 26 日 |
| ・都道府県等の議会の議員選挙             | 令和 5 年 3 月 31 日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 16 日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙            | 令和 5 年 4 月 18 日 |

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第 4 条第 2 項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならないので留意されたい。

## 第 2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第 34 条の 2 の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に満了する

場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第3条関係)

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくても、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあつては同年4月9日に、市区町村にあつては同月23日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

### 第3 同時選挙に関する事項

#### 1 同時選挙

- (1) 特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事の選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされたこと。(特例法第4条第1項及び第2項関係)
- (2) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。
- (3) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に令和5年4月9日又は同月23日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

#### 2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第4条第3項関係)

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

#### 3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定による告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされたこと。(特例政令第4条)

これは、特例法第1条第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一地方選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

#### 第4 立候補の禁止に関する事項

1 令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙について、公職選挙法第87条の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条の規定により同月9日に行われる選挙(以下「第一統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この第4において同じ。)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、特例法第1条の規定により同月23日に行われる選挙(以下「第二統一地方選挙」という。)、公職選挙法第110条第4項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることも禁止されることとされたこと。(特例法第5条第1項関係)

また、特例法第5条第1項の規定により公職の候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項(第2号に係る部分に限る。)並びに立候補の届出の却下等に関する同法第86条第9項(第3号に係る部分に限る。)、第86条の2第7項(第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることができない者とみなすこととされたこと。(特例法第5条第2項関係)

2 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本条の規定は適用される。

3 本条において「当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われ

る区域)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。

- 4 第一統一地方選挙において公職の候補者となった者が第二統一地方選挙における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により4月の第4日曜日(令和5年4月23日)に期日を統一して行われることとなる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

## 第5 寄附等の禁止期間に関する事項

### 1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」とは、同条第4項(第3号に係る部分に限る。2において同じ。)の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例法第6条関係)

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年1月9日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日をいうものである。

### 2 特例の適用除外

- (1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第7条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において、当該市

区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(指定都市であって、当該指定都市の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の

「期間」並びに同法第 199 条の 5 第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の「一定期間」については、同条第 4 項に規定する期間となるものである。

## 第 6 選挙人名簿に関する事項

### 1 登録の基準日及び登録日

- (1) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第 2 条各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ・都道府県知事の選挙                 | 令和 5 年 3 月 22 日 |
| ・指定都市の長の選挙                 | 令和 5 年 3 月 25 日 |
| ・都道府県等の議会の議員の選挙            | 令和 5 年 3 月 30 日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 15 日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙            | 令和 5 年 4 月 17 日 |
- (2) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

### 2 登録の移替え

- (1) 特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前 60 日から、当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
- (2) 本条にいう「選挙の期日前 60 日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和 5 年 2 月 8 日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月 22 日をいうものである。
- (3) 令和 5 年 3 月 1 日から同月 30 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日までに行うために選挙期日を告示することができる日を経過するまでの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

## 第 7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

### 1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前 60 日に当たる日から当該選挙の期日までの間とされたこと。(特例政令第 2 条関係)

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域に

において、令和5年4月9日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月23日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月8日から同年4月23日までの間となるものである。

## 2 特例の適用除外

(1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例政令第3条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月7日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの（指定都市であって、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令

第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

- (3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項第1号に定める期間となるものである。
- (4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

## 第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされたこと。（特例法附則及び特例政令附則関係）

以上

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都

市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十二日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該

地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までが始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 令和五年三月二十三日
- 二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市（第七条第二項において「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。この場合に

において、同法第二百二十条第三項及び第二百二十一条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（立候補の禁止）

第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙（以下この項において「第一統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第一百条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十三日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）と、同法第一百条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地

方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日

前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされていないものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

政令第三百五十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条の規定
第二十二條第三項	院比例代表選出議員の選挙については	により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区

<p>公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条</p>	<p>公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	
<p>その任期が終わる日の</p>	<p>第三十三条第五項（第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日</p>	<p>選挙時登録の基準日に て「選挙時登録の基準日」という。） 選挙時登録の基準日に</p>
<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項に規定する選挙の期日</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日</p>	<p>告示日の前日に 分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日</p>
<p>第一号</p>		

<p>公職選挙法施行令第 四十九条の二第一項 ただし書及び第二百 一十七條の三</p>	<p>法第三十三条第五項（法第三十四条の 二第五項において準用する場合を含む 。）、第三十四条第六項又は第一百九 九条第三項の規定により告示した期日</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選 挙期日等の臨時特例に関する法律第一 条第一項に規定する選挙の期日</p>
---	--	---

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第二百一十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九條において準用する場合を含む。）及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特

例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任

期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第二条第三号に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同項第二号中「同年二月二十一日」とあるのは、「同年二月七日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。